

## 売電料金未納事案への取り組み状況について

### 1 売電料金未納事案の状況

#### (1) 自己破産までの状況（平成 27 年 4 月～平成 28 年 4 月）

- ・焼却工場の余剰電力について、日本ロジテック協同組合（以下、ロジテックという。）と売却契約を締結していました（旭工場：平成 26, 27 年度、金沢工場：27 年度）。
- ・売電料金の支払いが、27 年 1 月分から遅延が始まり、9 月分から支払われなくなり、28 年 1 月にロジテックとの契約を解除しました。
- ・その後、債権回収に向け、相殺や債権の仮差押などを行い、売電料金の支払いを求める訴えを横浜地方裁判所に提起しました（28 年 4 月 14 日）。  
ロジテックが自己破産（28 年 4 月 15 日）し、約 7 億円の売電料金が未収です。

#### (2) 売電料金の未納事案に係る検証（平成 28 年 5 月～12 月）

今回の事案における本市の対応などについて、外部有識者（公認会計士、弁護士）からご助言を頂きながら検証作業を行い、報告書として取りまとめました。

＜報告書で明記した主な課題＞

- 売電契約が、与信の金額や期間でのリスクに対応しておらず、日ごろから歳入管理事務が、適切に行われる体制・しくみとなっていなかった
- 組織として滞納への問題意識、危機意識が低く、契約解除などの取組への行動力も足りなかった
- 法律や経営等の専門家がおらず、知識もなく、リスク管理などの認識が低かったと言わざるを得ない

市会常任委員会で報告、ご助言を頂きながら進めました。

（9 月：中間報告、12 月：最終報告）

#### (3) 債権回収の状況

現在、破産法に基づき、ロジテックの財産や債権額の調査を東京地方裁判所が実施し、これまで、債権者集会が 2 回開催され、今後、29 年 10 月 4 日に第 3 回が開催予定です。

### 2 今回の事案を受けた取組

#### (1) 売電契約の見直し等

- ・29 年度売電契約の見直しの実施  
概ね 50 日前後としていた納期限を 20 日に短縮、後払いの場合には 15%以上の契約保証金を導入など、
- ・売電事務作業マニュアルの作成  
日頃からの適切な収納管理事務の実施、及び滞納発生時の督促、契約解除の手順など、状況に応じた適切な対応

(2) **歳入を意識した体制づくり**

- ・「歳入管理会議」の設置、運営  
局全体で、歳入事務を適切に実施するため、28年9月に設置し、それ以降、毎月開催
- ・「債権回収本部」の立ち上げ、運営  
未収債権の回収に向けた方針、具体的な回収方法等について、横断的かつ迅速に行動し、協議・決定するため、28年10月に立ち上げ、状況の変化等により、必要に応じて開催（現在まで3回開催）

(3) **国等への働きかけ**

- ・国に対し、小売電気事業者登録制度の充実を要望  
登録後の定期的な経営状況の確認や審査体制の強化などを、横浜市長名及び全国都市清掃会議会長（横浜市資源循環局長）として要望

(4) **職員の意識付けと専門知識の醸成**

- ・経営感覚の醸成に向けた局独自の研修  
専門性の高い職員の育成を図るため、外部有識者等を講師に招いて実施（第1回を29年1月に開催）。29年度も引き続き実施。